

佐 監 第 5 9 号 の 2 4
令和 3 年 1 2 月 2 0 日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市監査委員 滝 田 理
佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊
佐倉市監査委員 石 渡 康 郎

令和 3 年度定期監査及び行政監査報告（第 1 回）

佐倉市監査基準に準拠して、地方自治法第 1 9 9 条第 2 項及び第 4 項の規定により監査を執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり提出する。

記

第 1 監査の対象部署

1 予備監査及び監査委員監査

(1) 市民部

市民課、健康保険課、自治人権推進課、臼井・千代田出張所、志津コミュニティセンター、千代田・染井野ふれあいセンター、市民公益活動サポートセンター

(2) 福祉部

社会福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、障害福祉課

(3) 健康推進部

健康推進課、母子保健課、生涯スポーツ課

(4) 産業振興部

農政課、産業振興課

(5) 農業委員会事務局

(6) 教育部

臼井公民館、市民音楽ホール

2 書面審査

(1) 市民部

志津出張所、根郷出張所、ユーカリが丘出張所、和田出張所、弥富派出所、西志津市民サービスセンター、佐倉市民サービスセンター、佐倉市パスポートセンター、和田ふるさと館、ミレニアムセンター佐倉、消費生活センター

(2) こども支援部

こども政策課、こども保育課、こども家庭課

- (3) 産業振興部
草ぶえの丘
- (4) 環境部
生活環境課、廃棄物対策課
- (5) 都市部
都市計画課、公園緑地課、建築指導課、住宅課、市街地整備課
- (6) 選挙管理委員会事務局

第2 監査の着眼点及び方法

監査対象所属の事務事業が法令・例規等に従って適正に行われているかどうかといった法規性の観点とともに、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、次に掲げる着眼点に基づき実施するほか、佐倉市監査基準に準拠し、実査、確認、証憑突合、帳簿突合、質問等、通常実施すべき手続きを選択し適用した。

なお、着眼点は以下のとおりである。

- 1 予算執行が、適正かつ計画的、効率的に行われているか。
- 2 事務事業の執行及び管理運営が、適正かつ合理的、効率的に行われているか。
- 3 工事及び委託事業等の契約事務が、随意契約も含め適正かつ効率的に執行されているか。
- 4 指摘事項は、是正又は改善されているか。
- 5 各種の帳簿、証拠書類は整備され、記載内容に整合性はあるか。
- 6 各種団体に支出している負担金の必要性及び効果は検証されているか。
- 7 備品が適正に管理されているか。
- 8 現金収納事務が適切に行われているか。
- 9 出先機関等（複合施設を除く）における安全管理が適切に行われているか。

第3 監査の日程

令和3年8月17日から令和3年12月17日まで

第4 監査の範囲

令和3年度事務事業（必要に応じて過年度分も対象とした）

第5 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務遂行に一層努力されたい。

1 指摘事項

- ※ 指摘事項 : 法令等に違反し、又は不当と認められるため是正を求める事項若しくは経済性、効率性、有効性の観点から

改善、検討を求める事項（措置結果の報告を求める）
※【措置済み】：軽微な事項で、監査結果確定までに改善策を講じたもの

（１）契約事務について

ア 事業の執行伺いの記載について（健康保険課、自治人権推進課、障害福祉課、健康推進課、母子保健課、生涯スポーツ課、農政課、産業振興課、農業委員会事務局、臼井公民館、市民音楽ホール）

執行伺いについては、佐倉市契約事務要綱（令和３年４月１日改正）第３条（改正前同要綱第４条）により、事業を執行するときは、執行伺いの起案に事業名、事業場所等必要事項を明記しなければならないことが規定されている。

しかし、必要事項が明記されていない執行伺いが６５件（健康保険課７件、自治人権推進課３件、障害福祉課４件、健康推進課１２件、母子保健課１７件、生涯スポーツ課１件、農政課１件、産業振興課１４件、農業委員会事務局１件、臼井公民館１件、市民音楽ホール４件）認められた。

今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。

イ 随意契約該当理由について（農政課）

随意契約執行の際、随意契約の根拠となる地方自治法施行令第１６７条の２第１項に記載されている理由の選択誤りが１件認められた。

今後は、チェック機能を強化の上、適正な契約事務に努められたい。

ウ 予定価格書について（自治人権推進課、社会福祉課、障害福祉課、健康推進課、産業振興課、市民音楽ホール）

随意契約においては、佐倉市財務規則第１４３条各号のいずれかに該当する契約を除き、同規則第１２８条第１項により、予定価格を定めることが規定されている。また、同規則第１３０条により、予定価格書を作成することが規定されている。

しかし、予定価格書に見積書比較価格の記載のないものが１０件（自治人権推進課１件、健康推進課７件、産業振興課２件）認められた。

また、予定価格書の見積書比較価格に誤りのあるものが７件（社会福祉課１件、産業振興課５件、市民音楽ホール１件）認められた。

さらに、予定価格書に予定価格が印字されているものが１件認められた。（障害福祉課）

今後は、佐倉市財務規則を遵守するとともに、チェック機能を強化の上、適正な契約事務を確保されたい。

エ 見積書について（健康保険課、自治人権推進課、市民公益活動サ

ポートセンター、社会福祉課、障害福祉課、健康推進課、農政課)

随意契約においては、佐倉市契約事務要綱（令和3年4月1日改正）第26条第1項（改正前同要綱第28条第1項）により、見積書には、見積金額、自己の名称又は商号、事業名称、事業場所及び見積徴取日を明記しなければならないことが規定されている。

しかし、見積書に事業場所が明記されていないものが29件（健康保険課6件、自治人権推進課4件、市民公益活動サポートセンター1件、社会福祉課2件、障害福祉課8件、健康推進課7件、農政課1件）認められた。

また、見積書に事業名称及び事業場所が明記されていないものが1件認められた。（障害福祉課）

今後は佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。

オ 見積書を入れる封筒について（健康保険課、障害福祉課）

随意契約においては、佐倉市契約事務要綱（令和3年4月1日改正）第26条第1項（改正前同要綱第28条第1項）により、見積書を、宛名、自己の名称又は商号、事業名称、見積徴取日及び見積書在中の旨を明記した封筒に入れて封印しなければならないことが規定されている。

しかし、封筒に事業名称が明記されていないものが1件（障害福祉課）、見積徴取日が明記されていないものが1件（健康保険課）認められた。

今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。

カ 随意契約の事前協議について（健康推進課）

随意契約における契約検査課との事前協議については、平成25年3月27日付24佐契第1053号により、設計金額が500万円以上のものを対象事業としている。

しかし、随意契約1件について、事前協議を実施していなかった。

今後は、チェック機能の強化を図り、適正な契約事務を確保されたい。

キ 随意契約関係書類について（自治人権推進課、障害福祉課、健康推進課、母子保健課、農政課）

随意契約事務については、各担当課の責任において、適正に事務を執行する必要がある。

随意契約における事務手続きについては、契約検査課により「随意契約チェックリスト」が作成されており、随意契約の事前準備から契約締結までに行う事務の進捗確認や誤り防止に活用されている。

随意契約の事務手続きについて、予定価格書と見積書及び契約書の

単価項目が一致していないものが1件認められた。（自治人権推進課）

また、単価契約であるにもかかわらず、総額での予定価格書が作成されており、見積書及び契約書の単価項目も一致していないものが1件認められた。（健康推進課）

さらに、契約書単価の表記が予定価格書及び見積書とは異なっているものが1件認められた。（障害福祉課）

その他の随意契約関係書類の誤りとして、契約書の記載誤りが2件（母子保健課）、請書の記載漏れが1件（農政課）認められた。

今後は、チェック機能の強化を図り、適正な契約事務を確保されたい。

（2）切手受払簿について（千代田・染井野ふれあいセンター、高齢者福祉課、障害福祉課、健康推進課、母子保健課）

切手等については、私的流用、盗難防止策等、適正な管理を確保するため、佐倉市文書管理規程第32条第2項に準じ、郵便切手等受払簿により、その受払を明確にしておかなければならない。

切手受払簿の記載に関し、記載誤りが2件（障害福祉課）、記載漏れが14件（高齢者福祉課2件、障害福祉課6件、母子保健課6件）、訂正印なしが28件（千代田・染井野ふれあいセンター3件、高齢者福祉課4件、障害福祉課15件、健康推進課6件）認められた。

今後は、切手受払簿に適切に記載し、適正な管理を確保されたい。

【措置済み】

（3）現金出納簿について（市民課、介護保険課、市民音楽ホール）

佐倉市財務規則第50条第2項により、収納出納員は現金出納簿を備え、直接収納に係る現金等の受払を記載して整理しなければならないことが規定されている。

（ア）現金出納簿に払出欄のない様式が認められた。（市民音楽ホール）

（イ）現金出納簿の記載に関し、記載誤りが7件（市民課）、記載漏れが2件（介護保険課）認められた。

今後は、現金出納簿に適切に記載し、適正な管理を確保されたい。

【措置済み】

（4）前渡資金の精算について（生涯スポーツ課）

佐倉市財務規則第76条第1項により、前渡資金について、随時の費用に係る経費は支払の終わった日から5日以内に精算の報告をしなければならないことが規定されている。

しかし、支払の終わった日から5日以内に精算の報告をしていない前渡資金が4件認められた。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適切な事務処理に努められたい。

(5) 補助事業の交付関係書類について（健康保険課、自治人権推進課、生涯スポーツ課、農政課、産業振興課）

補助金等については、佐倉市補助金等の交付に関する規則及び各補助金交付要綱に基づき交付されている。

「佐倉市国民健康保険人間ドック助成金」については、佐倉市国民健康保険人間ドック助成金交付要綱第9条により、交付申請書兼実績報告書の様式が規定されている。

提出された交付申請書兼実績報告書について、必要事項の記載漏れが5件認められた。また、助成金の支払起案に決裁印漏れが1件認められた。（健康保険課）

「佐倉市自治会等自治振興交付金」については、佐倉市自治会等自治振興交付金交付規則第5条により、交付申請書には自治会等の予算書、事業計画書、前年度決算書及び事業報告書等の必要書類を添付することが規定されている。

提出された交付申請書について、必要書類の添付がないものが12件認められた。（自治人権推進課）

「佐倉市運動広場管理運営事業補助金」については、佐倉市運動広場管理運営事業補助金交付要綱第6条第2項により、交付申請書には事業計画書、収支予算書、運動広場に係る土地の公図の写し等の必要書類を添付することが規定されている。

提出された交付申請書について、必要書類の添付がないものが1件認められた。（生涯スポーツ課）

「佐倉市強い農業・担い手づくり総合支援補助金」については、佐倉市強い農業・担い手づくり総合支援補助金交付要綱第3条別表により、補助対象経費及び補助金の額として補助率が規定されている。

補助金の交付決定額について、算定誤りが1件認められた。（農政課）

「佐倉市生産体制強化事業補助金」については、佐倉市生産体制強化事業補助金交付要綱第8条により、補助金交付（不交付）決定通知書の様式が規定されている。

交付決定通知書について、交付決定額の記載誤りが1件認められた。（農政課）

「佐倉市中小企業事業継続支援金」については、佐倉市中小企業事業継続支援金交付要綱第5条第1項により、交付申請書兼実績報告書兼請求書の様式が、同条第2項では交付申請書には市内に事業所等を有していることを証するもの等必要書類を添付することが規定されている。

提出された交付申請書兼実績報告書兼請求書について、必要事項の記載漏れが9件、必要書類の添付がないものが1件認められた。（産業振興課）

今後は、チェック機能を強化し、適正な補助金交付事務を確保されたい。

(6) 文書の収受について（健康保険課、自治人権推進課、健康推進課、生

涯スポーツ課、産業振興課)

佐倉市文書管理規程第12条では、同条第3号に規定する刊行物、ポスター等を除き、文書及び荷物は、直ちに開封して確認の上、文書の余白に文書收受印を押印するものと規定されている。

補助金等交付関係書類40件(健康保険課26件、自治人権推進課1件、健康推進課1件、産業振興課12件)、負担金関係書類1件(生涯スポーツ課)について、文書收受印の押印がなかった。

今後は、佐倉市文書管理規程に基づく適正な文書の取扱いに努められたい。

(7) 備品の管理について

ア 備品の登録について(市民課、社会福祉課)

佐倉市財務規則第279条第1項により、所管に属する備品については、備品台帳一覧表を備えて記録し、常に備品の状況を明らかにしておかなければならないと規定されている。

しかし、備品台帳一覧表に記載されている備品と、所管に設置し保管されている備品が一致しなかった。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、備品の適正な管理に努められたい。【措置済み】

イ 備品の標識(備品シール)について(市民課、生涯スポーツ課)

佐倉市財務規則第279条第2項により、所管に属する備品については、標識を付さなければならずと規定されている。

しかし、一部の備品に標識が付されていなかった。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、備品の適正な管理に努められたい。【措置済み】

(8) 職員服務規程の遵守について(市民課、健康保険課、自治人権推進課、臼井・千代田出張所、志津コミュニティセンター、千代田・染井野ふれあいセンター、社会福祉課、介護保険課、障害福祉課、健康推進課、母子保健課、生涯スポーツ課、農政課、産業振興課、臼井公民館)

佐倉市職員服務規程第21条第1項により、職員に対する出張命令は、出張命令書により行わなければならないと規定されている。

しかし、事務連絡等による出張において、出張命令書により行われていないものが認められた。

今後は、関係例規の遵守に努め、出張における服務規律の徹底を図られたい。

2 意見

※ 意見：法令等に照らしては違反や不備、不適切事項には当たらないが、事務の進め方における工夫や努力、改善によっては今以上に経済性や効率性、有効性が向上すると見込まれる事項に

ついて、市の組織及び運営の合理化に資するため、監査委員からの提言として表明する事項（対応状況の報告を求める）

（１）現金出納簿について（市民公益活動サポートセンター）

佐倉市財務規則第５０条第２項に規定されている現金出納簿について、会計課から様式が示されている。

現金出納簿について、出納員確認欄の記載されていない様式が使用されている。

適正な現金管理をするため、会計課から示されている現金出納簿を参考に、様式の見直しを検討されたい。

（２）市独自補助金における補助金交付要綱の補助対象経費について（産業振興課）

補助金の交付に際しては、補助対象経費の範囲を曖昧にせず明確にすることが求められる。

産業振興課が所管する補助金３件について、各補助金交付要綱に規定する補助対象経費を「に要する経費」、「に係る経費」と包括的に表記しており、同要綱の規定だけでは、補助対象となる範囲がはっきりと分からないものが見受けられた。

補助対象経費については、できる限り明確にするよう努められたい。

（３）佐倉市企業誘致・再投資促進助成金について（産業振興課）

佐倉市企業誘致・再投資促進助成金については、産業振興及び地元雇用の拡大に資することを趣旨としている。

当該助成金の対象として、償却資産に係る固定資産税が含まれるが、償却資産については耐用年数が長くないものもあり、設備投資額の大部分を助成金で賄い得ることとなりかねない。また、耐用年数が短ければ助成金の趣旨に沿った効果としては、限定的であると思われる。

企業の償却資産に対する設備投資については、耐用年数を考慮するなど、更なる研究・検討に努められたい。

（４）私債権に関する民法（債権関係）の改正について（健康保険課）

佐倉市国民健康保険不当利得徴収事務処理基準（平成２５年４月１日決裁）について、令和２年４月１日施行の民法改正（債権関係）を踏まえて対応されたい。